

信認のシステムとしての徒弟制

－18-19世紀のドイツ語圏における徒弟制に関する一考察－

桑川 薫樹

はじめに

正統的周辺参加論 (Legitimate peripheral participation : LPP) の受容が、教育学における徒弟制理解に与えた影響は少なくない¹⁾。「学び」論はこれを受容する中で、肉屋や産婆などの徒弟制的共同体を一種のアナロジーとして、文化的実践への参加としての「学習」概念を示した。この学習観は、教育の社会関係論的側面、および学習の文脈依存性に注意を促した点で大きな意義が認められる。しかし、学習者の自発的参加に着目する一方で、親方の役割や世代間継承の仕組み、特に徒弟を「一人前」として認定する営みが看過されてきた点は、参加論そのものと「学び」論におけるその援用が有した課題である。しばしば指摘されるように²⁾、「教えから学びへ」という二項対立のもとで、徒弟制の文化遺産の継承装置としての側面は死角に移され、徒弟制研究と「教え」の学問は未だ十分な連関を築いていない。

以上の問題設定に基づき、本稿では 18-19 世紀におけるドイツ地方の徒弟制を分析対象とする。その理由は以下の三点である。第一に、職人の認定制度が整備されている点である。正統的周辺参加論が扱ったリベリアの仕立屋などの事例では、制度化された認定システムが欠如し或いは看過されていた。これにより共同体への〈参加〉という単一次元でしか徒弟の成長が記述されず、共同体への帰属と職人としての熟達の区別が曖昧であった。これらを区別するためには、帰属の度合いとは異なる、熟達を承認する尺度としての認定制度の検討が必要である。

第二に、学校教育との連続性を有する点である。LPP は、分析対象とした徒弟制と学校教育がシステムとしては大きく隔たったものであり、直接的な示唆は限定的である。しかし、ドイツ地方では 19 世紀において、伝統的徒弟制を継承し補完する形で、学校教育を含む近代的教育制度の形成期を迎えた。このような学校教育制度との歴史的な連続性は、冒頭の問題設定に適合する重要な特徴である。

第三に、教育関係論の理論的系譜との連関である。ノール (Nohl, H.) は教育的関係の両極構造として、教える者の「母的態度」(現前する子どもへの愛) と「父的態度」(子どもの理想的姿への愛) を拮定した³⁾。前者が子どもの現在を擁護する立場である一方、後者は発達の諸要求の代理者として子どもの前に立つ。家庭における両親と子の関係から語られたこの概念は、18-19 世紀ドイツ地方において家族と生産共同体が未分離であった状況を踏まえると、親方-徒弟関係という疑似家族的関係にも見出しうる。ノールの教育関係論との具体的連関については稿を改める必要があるが、参加論的な「学び」概念の提起に対する「教え」の視点からの応答と

して、ドイツ教育関係論と接続しうる徒弟制研究を提起することは重要である。以上三点から、本稿の対象選定は、教育学への理論的貢献を目的とした徒弟制史研究としての意義を有する。

ドイツ語圏の徒弟制度史は、経済社会史分野と職業教育史分野で実証的な成果を蓄積してきた。前者では労働運動史の領域から関心が向けられ、技術的労働力の供給機関としての構造⁴、賃金構造⁵などを対象として、労働者階級の形成史としての側面を描き出している。

近年特徴的なのはギルドが果たした役割を巡る論争である。修正主義派が技能伝達と品質保証機能を強調しギルドの正の貢献を主張した⁶のに対し、批判的な視点からは、ギルドを主に権益の独占機関として、市場操作・イノベーション阻害を通じて消費者と非会員を犠牲にした点が指摘された⁷。論争は、ギルドの質保障/認定のシステムとしての側面と、独占資本としての側面をめぐるものであり、現代の職業訓練・資格認定制度の評価にも示唆を与えている。これに対し、日本では労働運動史の前史に留まらない、独立した「職人史」研究の立場から、藤田幸一郎が職人の名誉や通過儀礼といった、経済史においては必ずしも自明ではなかった社会的な概念を、ギルド研究を媒介として研究の俎上に載せることに成功している⁸。

職業教育史の研究群は、ドイツ語圏においては、陶冶論としての徒弟制研究が多くみられる。代表的なものとしては、シュトラートマン (Stratmann, K.) によるギルド教育原理を概念化や⁹、ブランケルツ (Blankertz, H.) による「職業を媒介とした陶冶 (Bildung durch Beruf)」という理念と職業教育の特質 (経済的要請と陶冶の緊張) に関する議論である¹⁰。これに対し、日本における職業教育的研究は、制度への着目が特徴的である。寺田盛紀は 19 世紀後半から 20 世紀初頭を分析し、デュアルシステムの形成過程を、労働者と企業家の権利拡大の点から整理している¹¹。山内麻理は中世ツンフトから現代への制度的連続性を、漸進的な制度変化を跡付けることで分析した¹²。日本においては陶冶の原理よりも制度史の体系的記述によって職業教育の歴史の変遷を築くことに主眼が置かれる。

以上の先行研究は、制度史と社会関係、制度史と陶冶をそれぞれ接続させてきたが、この接続が異なる分野で行われたために、陶冶の過程における社会的関係は十分に検討されていない。そこで本研究では、制度に関する史料を媒介にして、陶冶の場としての徒弟制における社会的関係を考察する。第 1 章では、18 世紀徒弟制における認定制度の構造を、バーデン辺境伯領の法令を事例として検討する。この徒弟制度が、帰属の承認と熟達の認定を、社会的承認の異なる次元として有しており、これが共同体による承認と領主権力による法的保証の重層として機能していたことを示す。第 2 章では、19 世紀前半の営業自由化による変容を追う。ツンフト強制加入の廃止、工場徒弟制の出現、補習学校義務化を通じて、信認システムの保証者が領主権力から市場および国家的な補完装置へと再編される過程を示す。第 3 章では、1870 年代の市場原理浸透がもたらした徒弟制の弛緩と、1890 年バイエルン州の二つの展覧会-徒弟作品展と補習学校製図展-を分析する。組合内部での認定が、工場における市場評価と展覧会における州レベルの公的評価へと拡張され、認定の保証主体が公共性を獲得していく過程を論じる。

第 1 章：18 世紀「ドイツ」の徒弟制とその起源

本章では、18 世紀後半の徒弟制を検討する。この時期、「ドイツ」においては神聖ローマ帝国という枠組みの中で、300 以上の領邦国家が並存していた。徒弟制は各領邦の法令によって統制され、統治の権利は領主に属した。個々の領邦における制度的差異については今後の比較

研究を要するが、以下ではその一例として、バーデン＝バーデン辺境伯領における徒弟制度を検討する。同領は、啓蒙の改革が比較的進んだ領邦であり、本章が扱う 1769 年の一般ツunft 条例と 1779 年の個別組合規約は、18 世紀末期において徒弟制がどのような性質を保ち、また変化しようとしていたかを読み取るための好個の史料となる。

第 1 節：バーデン＝バーデン辺境伯領におけるツunft 規約：承認と認定の区別

この一般ツunft 条例は 200 条に及ぶ包括的法令であり、徒弟の受け入れから親方資格の取得まで、組合生活の全局面を詳細に規定する。通過儀礼の禁止や親方作品審査の合理化など近代への志向性を含む一方、宗教的儀礼の義務化や疑似家族的関係など前近代的要素も残存している。この点において、啓蒙期の領邦国家による組合統制の一形態を示すものと理解できる。以下では、この条例の諸規定を検討することで、この時期の徒弟制がいかなる特徴を有していたかを明らかにする¹³。

条例第 1 条は、「組合の全親方、職人または従業員、徒弟」が守護聖人の祝日に「遅くとも朝 8 時に礼装で」集合し、「そこから全員で秩序正しく教区教会に赴き、聖なるミサに敬虔に参列する」ことが命じられ、無断欠席者に罰金が科された¹⁴。ミサの後、組合員は組合宿に戻り、領主役人の監督下で会計報告や規則違反の審理が行われた。条例第 16 条が定める組合役員の就任宣誓では、組合長が「全ての収入金を正確に記帳し、何も漏らさず、自分の利益に使用しない」ことを「神と全ての聖人に誓う」ものであった¹⁵。これらは統治の仕組みであると同時に、多くの共同体がそうであるように、儀礼と信仰により前法制的な共同性を保つ営みであった。

また 1779 年の大工組合規約、およびガラス職人組合規約では、親方資格取得および徒弟としての受け入れの条件として「名誉」を有することを求めている¹⁶。当時の領邦国家における「名誉」とは、例えば罪人でない、「死」に関わる職業でないなど、同じ共同体に帰属する者（あるいは非-被差別者）としての存在承認そのものであり、「一人前」といった熟達の認識に先行する、共同性の基盤となるものであった¹⁷。

この種の共同性は、親方と徒弟の二者間関係にも見出せる。第 147 条は親方に対し、徒弟を「神への畏れ、教会通い、キリスト教の教えへと導く」ことを命じ、「厳しさをを用いる場合も、全く冷静に、非キリスト教的な粗暴さなしに」行うよう定める一方で、「十分な食事を与える」義務も課された¹⁸。親方は単なる雇用主ではなく、生活共同体の父権的な長としての責務を負っていたことがわかる。徒弟制は、技能伝授の場である以前に、共同体内での生活の保護・承認と道徳的指導を含む全人的な関係として組織されていた。これらの規定は、徒弟が職人共同体の仲間として認められるための人格的・社会的な前提を示していると理解できる。

他方、条例は技能習得の過程を段階的に規定していた。徒弟は親方に奉公し、「授業料を支払う場合は丸 3 年、授業料を支払わないか支払えない場合はさらに 1 年」の修業が課された¹⁹。この期間における親方の義務としては、「手工業の習得に優先的かつ主要に、他の小さな家事にはごく稀に、いわば緊急時のみに徒弟を使役する」こと、「徒弟が神によって病気で試練を受ける一週間や二週間は徒弟期間から差し引かず、その分だけ長く徒弟として留め置く」ことなど、被教育権の適切な保障が定められた²⁰。徒弟が修行年を修了した際には、「修業年の間、手工業の習得において、また生活態度と全般的な振る舞いにおいてどのように過ごしたかについての、書面による、信頼できる、よく考慮された証明書」を発行することが義務付けられ、「そしてこ

れなしには、他のいかなる組合においても徒弟としても職人としても受け入れられてはならない」とされ²¹、正当な認定を与えることが、親方の義務として課されていた。

この証明書に記載される記述に関して、条例第 160 条が定める書式には、「当地で...年...週間働き、その間、あらゆる手工業職人にふさわしく、誠実、勤勉、静粛、平和的、正直に振る舞った」という文言が含まれる。この「誠実、勤勉、静粛、平和的、正直」という評価からもわかるように、単に遂行可能な仕事の技術的証明ではなく、親方とツンフトが彼に対して職人としての信頼を受けたことの証明であった。徒弟期間を終えた職人が、さらに親方になることを望む場合、3 年間の「遍歴 (Wanderschaft)」が義務付けられた。条例第 68 条は「その手工業が最も盛んな主要都市と場所で、中断なく丸 3 年間修業したという信頼できる証明書を提示しなければならない」と規定し、ツンフト外部における信頼の獲得を要求した²²。親方資格の最終審査である親方作品 (Meisterwerk) の評価では、「宣誓した 4 名の組合役員が審査を行い、その義務に従って誰にも特別な利益や恩恵を与えたり許したりせず、公正に振る舞う」と定められ²³、合格者は組合帳簿に記載されることで、職業共同体から正式に認定されたことになる²⁴。

以上の検討から、この徒弟制における社会的信認は二つの次元を有していたことが明らかになる。第一に、宗教儀礼への参加、疑似家族的関係、人格的資質といった、誰が職人共同体の仲間として認められるかという帰属の承認である。第二に、徒弟期間の修了、証明書の連鎖、遍歴、親方試験という、職人としての信頼を段階的に与えていく、熟達の認定である。重要なのは、この二つが別のものとして確認できる点である。どれほど高度な技術を有していても、共同体の仲間として認められなければ——例えば「名誉」を失っていれば——職人とはみなされず、逆に仲間として受け入れられても技能の段階的証明なしには一人前とはされなかった。

また注目すべきは、中世以来の通過儀礼を厳しく禁じている規定である。職人や親方になる際の通過儀礼として「鉋がけ、殴打、説教、洗礼、その他何と呼ばれようと、異常な服装を着せ、通りを引き回すこと」は、組合長と宿主が各 7 フローリン 30 クロイツァーの罰金を科される罪とされた²⁵。これらの儀礼は、新たな成員を共同体に受け入れる際の象徴的な儀式であり²⁶、共同体による承認と認定の身体的・感情的な表現であった。啓蒙期の領主がこれを禁止し、代わりに親方作品という審査を重視したことは、帰属の承認と熟達の認定がより明示的に峻別された一つの契機と解釈できる。

帰属の承認と熟達の認定という、社会的関係における二つの事象を「信認」として総称すれば、この信認が経済的独占権として機能したのは、条例第 105 条が示すように、領主権力による法的保証があったためである。徒弟制における信認は、私的な信用でも、領主の独断による認可でもなく、自治的信認と、領主によるその保証が重ね合わされた制度であった。

第 2 節：徒弟制の起源に関する考察：ツンフト史研究を手掛かりに

ここでは、前述のような自治的信認と領主による保証（国家的保証）の併存について考察を進めたい。この点に関しては、19 世紀後半の歴史学において行われた、ツンフトの起源をめぐる議論が示唆的である。次章で述べるように 19 世紀は徒弟制の変革期であり、ツンフトという社会システムを歴史的にどのように解釈するかは重要な問題であったため、この時期に徒弟制の起源に関する主要な進展が見られたのは自然といえる。以下では、ツンフトという信認のシステムを理解するための作業として、シュティエーダ (Stieda, W.)、ニツチュ (Nitzsch, K. W.)、

フロム（Fromm, E.）らの議論を検討する。その主要な関心は、ツンフトという組織が「下からの自発的結社」か「上からの強制的組織」かという点にあった。

シュティエダが提示した理論は、ツンフト制度の起源を、13世紀初頭の形成期に着目し、これを領主権力との関係から説明しようとするものであった²⁷。この説によれば、この時期の都市には司教や世俗領主の荘園（Fronhof）があり、そこには荘園法に基づく「アムト（Amt）」と呼ばれる手工業者組織が存在していた²⁸。都市への大規模な人口流入により、新興自由手工業者層が形成されたが、彼らが組織した団体「イヌング（Innung）」も結局は領主の保護を必要とし、アムトの形態に収斂していったとされる²⁹。この説では、表面的な組織形態の違いはあっても、本質的にはすべてのツンフトが「上からの組織化」という単一の原理で説明される³⁰。

これに対してニッチュは、同じく13世紀の史料を中心に分析しながらも、異なる二つの組織原理の並存を主張した³¹。第一の類型は宗教的同胞団（Bruderschaft）を起源とするものである。これは手工業者たちが自発的に結成した相互扶助組織であり、当初の目的は死者の埋葬、聖人崇拜、ミサなど純粋に宗教的なものであった。ニッチュによれば、同胞団は当初宗教的目的のためだけの手工業者の結合であり、後になって初めて職業的事項も協議の範囲に含めるようになった³²。彼は、同胞団が高度な内部自治を持つ一方、外部に対する法的強制力を欠いていた点を指摘する³³。メンバー間の合意は道徳的拘束力を持つのみで、部外者に対しては何ら強制することができなかった。都市経済の発展とともに、品質管理や価格統制などの経済的決定の権限が重要性を増すと、これらの同胞団は都市の統治者（領主/司教）に承認を求めることで、強制力を獲得し、その代償として、彼らは自治の一部を都市当局に譲り渡すことになった³⁴。

ニッチュの第二の類型である荘園制のアムト（Amt）は、シュティエダの理論同様、最初から領主によって設置された強制的組織であり、領主の法（Hofrecht）に基づいて運営されていた。アムトの特徴は、最初から営業独占権と強制加入の権限を持っていた点にある。領主の保護と統制の下で、特定の手工業に従事する者はすべてアムトに所属することが義務づけられ、品質基準や価格も領主の定める規則に従わねばならなかった。13世紀以降の都市自治の発展と荘園制の解体に伴い、これらのアムトも変容を遂げ、内部に宗教的同胞団が形成され、次第に自治的要素を獲得していった。このように、同胞団起源のツンフトが強制力を求めて自治を犠牲にし、アムト起源のツンフトがその強制力の解体に伴い自治を獲得するという、相反する二つの運動が同時に進行していた。ニッチュは、「起源から生じたこれらの相違は、確かに同一都市の様々な組合間で、あるいは異なる都市の組合間で、ある中間線に向かって均衡化したが、その線はある場所ではある側により近く、別の場所では別の側により近かった」と述べている³⁵。

フロムは、基本的にニッチュの二元的な説を支持しつつ、14-15世紀のツンフトの実態を幅広く比較することで、ニッチュの説が、その形成期から時を経た14-15世紀のツンフトに関しても、その多様性に対する説明力を有することを示した³⁶。例えば、フランクフルトの織物ツンフトは高度な自治を持ちながら、領主の保護を十分に持たなかったために営業独占権（Zunftzwang）を欠き、一方でケルンの特定のツンフトは強い独占権を持ちながら、かえってそのために自治が制限されていた³⁷。この多様性は単一起源論では説明困難であり、起源の二元性がなお14-15世紀においても各ツンフトの性格を規定していたことを示唆する。フロムは、「14-15世紀におけるツンフト自治とツンフト強制の多様な段階は、なおあの相違〔起源の相

違]に遡ると想定してよい」³⁸と結論づけた³⁹。

この起源の二元性は、前節で検討した 18 世紀後半のバーデン辺境伯領においても確認できる。1779 年の個別組合規約を比較すると、以下のように職種によって官憲統制の強さが異なっていることが分かる。ガラス職人組合規約においては、親方試験は「2-3 名の親方による検査」と規定し、審査への領主役人の関与は規定されず、また財源も基本的に組合内部で完結していたのに対し、大工組合規約は、第一条で「代官区の命令と承認なしに仕事や集会を行ってはならない」と厳格に規定し、多くの罰金が「半分は領主、半分は組合」と分配されているなど、大工はガラス工に比べて領主権力による統制が強かったことが伺える⁴⁰。この差異は、ガラス職人組合が宗教的同胞团的な自律性を保持したのに対し、建築はそれ自体の公共事業的性格にも起因し、領主主導のアムト的な性格を色濃く残していたことを示唆している。

以上のように、ツンフトの起源に関する議論は、その権力が自治と統治者の両方に源泉を持ち、この二元性が 18 世紀後半においてもなお各組合の性格を理解する上で有用であることを示している。同胞団起源の組合は、内部の合意に基づく信認を重視し、高度な自治を保持していた。これに対しアムト起源の組合は、外部権力による認可を前提とし、強い法的保証の下で営業独占権を行使していた。前節を踏まえれば、これらは帰属の承認と熟達の認定という二つからなる信認を、誰が保証するかという信認制度の安定性の問題として理解できる。自治的な信認と国家的保証という重層的構造による信認制度の安定は、次章で検討するような 19 世紀における制度変容を理解する上での足掛かりとなる。

第 2 章：19 世紀徒弟制の課題と対応

本章では、1810-1860 年代における、産業の急速な発展による近代社会への移行期における、徒弟制の変容を概観する。この時期は統一国家ドイツの形成前であり、プロイセン、バイエルン、ザクセンなどの中規模国家が台頭した。この点について国内で最も体系的に論じたのは寺田盛紀⁴¹であり、本章では寺田の記述および分析を援用しつつ、前章で分析した領邦国家時代のドイツ諸邦の信認システムとしての徒弟制の延長線上に位置づける。

第 1 節：営業の自由と徒弟制の再編

19 世紀ドイツにおける徒弟制度の変容は、1810 年のプロイセンにおける営業の自由（Gewerbefreiheit）導入を起点に理解される⁴²。この改革は、ツンフトの独占的権限を解体し、徒弟制を段階的に市場へと開いていくものであった。前章で見たように、18 世紀の徒弟制は自治的信認と領主による法的保証の重層的構造を有していた。プロイセン政府、即ち統合された領主権力は、ツンフトの強制加入と営業独占権を廃止した。これにより、イヌング内部での信認は、統治権力による後ろ盾を失うことになる。この改革が他のドイツ諸邦に波及する中で、バイエルンは 1825 年に、ザクセンは 1840 年に、それぞれ独自のイヌング条例を制定した。

これらの条例に共通していたのは、強制加入を廃止しながらも、任意団体としてのイヌングの存続を認め、その内部での徒弟養成機能を維持しようとする姿勢であった。前章で見た段階的な認定のシステムを通じた質保証の機能を維持する一方で、産業化に伴う労働力需要の急増に対応しなければならなかった。1840 年代に入ると、ラインラントの繊維工業、ルール地方の鉱山業、ザクセンの機械工業が大量の労働者を必要としたが、伝統的な徒弟制度が要求する各 3 年の修業・遍歴が、この需要に応え得ないことは明らかであった。

この矛盾はさらに深刻化していった。19 世紀後半には、従来の資本家層を形成していた土地貴族（Junker）に代わって、純粋に産業で資本を形成した新興資本家層の発言力が拡大した。彼らは「営業の自由」の観点からイヌングの独占的営業権の完全な撤廃を求めた⁴³。他方、重工業の発展は労働者の団結を促し、労働者階級の政治的発言力を強化した。彼らは、従来の徒弟制が資格証明制度によって制限していた雇主選択の自由を求めた。1867 年のシュルツェ・ベッカー法案は、第一条でストライキや解雇のための団結の自由を、第二条で営業の自由を提起したが、成立には至らなかった⁴⁴。資本家や労働者階級の権利拡大の実現よりも、国家としての統一の実現を重視する勢力が、法案に対し消極的な態度を取ったためであった⁴⁵。背景には、ドイツ産業革命を受け急速に発展する諸工業が、イヌングで要請されるような熟練労働力を未だ必要とする状況にあり、その認定システムに一定の有用性が認められていたという事情があった。

最終的には、手工業徒弟制が熟練労働力の供給者となり、工業資本にその労働者を採用する自由を認め、代わりにイヌングの資格制度を残存させる形が取られた⁴⁶。営業自由化は、経済的な権益の観点から見れば、イヌングの独占的地位の部分的な解体であるが、信認のシステムという観点から見れば、依然としてイヌングは信認の機関として中心的な役割を果たしていたと理解できる。工場までもがイヌングの認定を信頼し用いるようになり、イヌングの自治的な認定を保証するものが、統治者（領主/国家）に加えて市場（工場労働市場）へと広がった。イヌングの信認システムは、独占権の制限にも関わらず、少なくとも一時的にはそのシステムの保証者を拡大したのである。

第 2 節：工場徒弟制と補習学校制度の出現

イヌングで要請された熟練労働力を工場資本が用いるという形で一時的にドイツ地域の労働力供給は安定を見せたものの、工業の発展に伴うさらなる労働力需要の高まり、および徒弟数の量的な増大に伴い、工業資本の側では新たな対応が必要となった。親方を雇用することで自社内に徒弟制を保有する、工場徒弟制が形成されたのである⁴⁷。しかしこれは養成機関というよりも、一つの生産部署として機能した。工場主は親方を雇用することで徒弟制の形式を導入したが、前章で見た段階的な信認の獲得過程や、疑似家族的関係に基づく全人的な教育関係を、工場内で再現することは困難であった。そのため、熟練労働力の供給機能は依然として手工業徒弟制（イヌング）が担い、工場徒弟制は補完的な位置づけに留まった⁴⁸。

この状況に対して、南部諸邦では 19 世紀前半からフランスの影響下で実業補習教育の制度化が進展していた。バイエルン王国では 1803 年の選定侯令により手工業職人・徒弟への日曜学校通学が義務化され、1830 年代までに各地で日曜学校、実業学校への通学義務が課されはじめた。他方、プロイセンでは 1850 年代に民間主導の補習学校が存在したものの、国家的施策は取られなかった。しかし 1866 年の領土拡大により、補習学校制度を有するハノーファー、ヘッセン、ナッサウを編入したプロイセンは、これらの地域から制度化を求められることになる。

最終的に、1869 年の北ドイツ連邦営業令第 109 条において、職人・手伝い職人・徒弟採用時の当局による学業・衛生面の監視、および条例による補習学校就学義務が規定された。そこでは、製図や成型など実業に関する理論教育、及び一般的な学校教育及び宗教教育が施された。補習学校の制度化は、工場徒弟制と手工業徒弟制のバランスの中で、徒弟を監護し必要に応じて行政の介入を可能にする意図に基づいていた⁴⁹。寺田は、「営業の自由」史を描く観点から、

これを国家の産業発展のための、徒弟を媒介とした産業の監督装置として理解している。

この施策を、信認のシステムとしての徒弟制という観点から見れば、工場徒弟制の課題と補習学校制度の導入は、信認の揺らぎとその対処として再解釈できる。まず工場徒弟制の課題に関して考察する上では、前章で見出した、帰属の承認と熟達の認定の峻別という視点が有用である。前章で見た家族的な徒弟制と異なり、工場徒弟制は雇用関係に基づく業務上の関係であり、技術的な継承の前提となる、前「認定」的な共同性が十分に培われていない。このような社会的関係の場において、職業人としての信頼関係を含む熟達の認定を十分に行うことは困難である。すなわち初期工場徒弟制における困難は、帰属の承認の弱体化にあった。

補習学校制度の導入は、この帰属的な共同性を確保すると同時に、熟達の認定が、信頼関係として円滑に築かれるような補完の試みとして解釈できる。宗教教育は、かつてツンフトにおいてミサ参列が果たしていたような、共同体への帰属を確認する機能を補うものとして理解できる。一方、製図や理論教育は、十分な修行の機会を得難い状況下において、熟達の認定を得るための素地と材料を与える機関として捉えられる。両者は、親方が、徒弟との接点を十分に確保できないながらも、職業共同体の一員として、また一人前の職人として、承認/認定するための前提と根拠を確保するためのアプローチであった。

ここにおいて、徒弟教育の「二院的組織」、いわゆるデュアルシステムの萌芽が築かれることになる。二院制組織は確かに営業監督的な機能を有するが、より教育関係論的な観点からは、徒弟制の信認(帰属の承認と熟達の認定)が円滑に授受されるような補完装置として、補習学校制度が用いられたものと位置づけられる。すなわち、1810年から1860年代にかけての変容は、前章で見た自治的信認とその国家的保証という構図において、後者が信認の「補完」装置という新たな形態を取る過程であった。ただし、この補完装置の整備は段階的であり、地域によって大きな差異が存在していたことには留意が必要である。

第3章：19世紀後期の危機と対応

本章では、1870年代から1890年代にかけての徒弟制を検討する。1871年のドイツ帝国成立により、「ドイツ」は統一国家としての枠組みを獲得した。第1節では、1875年の『徒弟制改革』所収の報告書を主要史料として、市場原理の浸透がもたらした徒弟制の弛緩を分析する。第2節では、1890年のバイエルン州における二つの展覧会を事例として、徒弟の認定が個別企業の内部から公共的な場へと開かれていく展開を示す。

第1節：徒弟制の弛緩と改革の試み

前章で見た営業自由化は、1870年代に入ると、徒弟制の深刻な弛緩という形でその帰結を現した。1875年、ドイツ社会政策学会が刊行した『徒弟制改革』に収録された報告書は、この危機の実態を記録している。「徒弟は最早、技能を学ぶためではなく、単なる安価な労働力として扱われ」るようになったと述べている⁵⁰。

ベルリン家具職人組合のブランドス(Brandes, F. W.)によれば、1869年以降、徒弟の途中離脱が急増し、「徒弟に、今や一切が終わった、望むことは何でもできる、どの方向にも服従や敬意を負わない、という思想が芽生えた」⁵¹。親方は途中離脱を想定しつつ徒弟を受け入れざるを得なくなり、徒弟の量的拡大と教育の質的低下が同時に進行した。プレスラウ大学教授プレントナーは、徒弟と親方の経済的関係の変質を考察し、「徒弟は何かを学ぶやいなや、親方から逃げ

出し、他の雇用主からより高い賃金で雇われることが有利になった」と指摘した⁵²。この結果、「優秀な親方にとって、もはや徒弟を取ることは採算が合わなくなった」のである⁵³。

この経済的関係の変質は、社会的関係の解体としても現れた。ザクセンの工場関係者ロート(Roth, C.)によれば、かつては「徒弟が親方から住居と食事を受け取ることが規則であり」⁵⁴、徒弟は「いわば家族の一員となり、専門的な教育だけでなく、その他の行動と品行において、親方だけでなくその家族全体から監督されることができた」⁵⁵。しかし 1869 年以降、親たちは「息子を自分の住居と食卓に留め、労働時間中だけ親方に委ねることを好む」ようになり、親方は「徒弟がどのような余暇を過ごし、どのような仲間と付き合っているか」を把握できなくなった⁵⁶。第 1 章で見た疑似家族的関係に基づく帰属の承認は、崩壊したといってよい。

この状況に対して、一部の工場主は独自の対応を試みた。オーバーツェル工場のケーニヒ(König, F. von)は、徒弟の「早すぎる自立性」を診断し、4 年制の工場内徒弟制を整備した⁵⁷。グラッフェンシュターデン機械工場のメスマー(Meßmer, J.)は、カリキュラムの標準化と昇進制度の整備を通じて、「知識、技能、勤勉、誠実さ」による能力主義的な制度を構築した⁵⁸。これら、工場責任者や鉄道技術者となる卒業生を輩出するようになり、一定の養成機能を築くことに成功したと言える。これらの試みは、第 1 章で見た段階的な信認の獲得過程を、工場という新しい環境において再構築しようとするものであった。しかし、これらは個別企業の内部に閉じたシステム、すなわち自治的な信認を再構築していく試みであり、その保証者を形成途上の労働市場が担っている点で不安定であった。帰属の承認(疑似家族的関係、道徳的監督)も、熟達の認定(段階的な技能証明)も、いずれも市場メカニズムの中だけでは安定性に欠け、流動的な市場からは独立した、信認システムの保証装置が必要であった。

第 2 節：「展覧会」の目的と意義：徒弟作品展覧会と補習学校製図展覧会

1870 年代の徒弟制の弛緩に対して、個別工場ではケーニヒやメスマーのような先駆的な試みと並行して、徒弟の技能を評価し承認する場を、個別企業の内部からより広い業界単位や地域社会へと拡大する動きも生じていた。1875 年の報告書で手工業親方リュッケ(Lücke, H.)は、この問題への処方箋として、「年次徒弟作品展覧会と表彰」を提案した⁵⁹。彼によれば、「すでにいくつかの職業団体(Gewerbevereine)がこうした展覧会を開催したが、残念ながら定期的には継続されず、どこでも好意的な成果を伴ったにもかかわらず、大部分は試みの段階に留まった」⁶⁰。しかしリュッケはこの試みを放棄すべきではないと考え、その実現のためには「個々人によってではなく、全同業者の団結」が必要であり、「改善を国家の援助に期待し要求するのではなく、自助の道を歩むべきである」と主張した⁶¹。個別親方や個別工場による認定を、同業者団体や地域社会によって相互に承認し合う仕組み——「健全な労働関係の回復」⁶²——が模索されるようになったのである。

こうした議論を背景に、1890 年にバイエルン工芸博物館(ニュルンベルク)が開催した二つの展覧会は、徒弟教育がいかに地域社会の公共的関心事として位置づけられようとしていたかを示す好例である。バイエルンは、第 2 章で見たように 1803 年以降補習学校制度を先駆的に整備してきた地域であり、徒弟制改革の前線に位置していた。二つの展覧会からは、認定制度の保証主体が、封建的な領主権力から、州政府、同業者団体、そして「より大きな公衆(grössere Öffentlichkeit)」——特定の組合や工場に限定されない、より広範な同業者や市民——へと開か

れたことが例示される。以下では、それぞれの展覧会の特質を検討し、当時の徒弟制が公共的な場へとどのように開かれようとしていたかを確認する。

バイエルン州徒弟作品展覧会は、各地方展で1等賞を獲得した徒弟作品を州全体から集め、「より大きな公衆」の前で展示・審査するものであった⁶³。主催者の声明によれば、この展覧会の目的は「徒弟に、より広範な年齢・職業仲間とともに、より大きな公衆の前で競争する機会を提供すること」であり、「顕在化した欠陥を徹底的に検証し、適切な改善を開始すること」であった⁶⁴。出品資格は、地方展で1等賞を獲得した徒弟に限られ、出品作品には、製作した徒弟と共にその親方の名前も明記された⁶⁵。親方が徒弟を直接的に認定したことを、追認・保証するのは元来領主・国家であったが、この展覧会からは、親方による認定を「公衆」に開かれた場で追認することによって、州レベルの公共性をもって徒弟制という信認システムを安定させようとする意図が見て取れる。

審査委員会は、バイエルン工芸博物館館長を座長とし、州の公的機関代表、博物館代表、および親方から構成された⁶⁶。親方は、組合所属者と非所属者の双方が含まれるよう配慮された。注目すべきは、館長や州代表などの、職人でないものが審査に参加した点であり、評価の場が閉じた共同体内部から、州の公的機関と「公衆」による公開審査へと拡張されたことが伺える。

対して、1890年秋に開催された補習学校製図展覧会は、明確に「出品作品の表彰は行わない」と定めている⁶⁷。職業補習学校および専門学校を対象とし、参加校は「最優秀、中程度、最低の生徒の作品を各1点ずつ」提出することになっていたものの、参加は完全に任意であった⁶⁸。規定は展覧会の目的を「製図教育の現状について包括的な概観を提供し、顕在化した欠陥の改善のための基礎を得ること」、および「製図教育の合理的な組織と運営のための必要な指針を提供すること」と定めており、審査委員会は報告書を作成し、「教授法に関して必要と思われる改善提案」を含め、これは文部省にのみ提出された⁶⁹。

二つの展覧会の性格の相違は、第2章で見た徒弟制と補習学校の関係を反映している。徒弟作品展覧会は、親方による認定を「公衆」に開かれた場で追認するものであり、信認のシステムそのものが公共化された事例である。他方、補習学校製図展覧会は、信認システムの円滑な機能を支える補完装置の評価であり、個々の徒弟に信認を授与するものではなかった。第2章で論じたように、補習学校の製図教育は、親方が徒弟を「一人前の職人として認定するための前提と根拠を確保する」ためのものである。製図展覧会は、この補完装置自体の質を診断し改善するための仕組みといえる。言い換えれば、徒弟作品展では、「より大きな公衆」が信認の保証者として機能したのに対し、補習学校製図展では、国家が補完装置の管理者として機能した。両者の相違は、19世紀末において、徒弟制という信認のシステムと、それを支える教育制度が、異なる論理で公共化されつつあったことを示している。

本章では、1870年代から1890年代にかけて、徒弟制の信認システムがいかに変容したかを検討した。営業自由化は徒弟制に深刻な弛緩をもたらし、第1章で見た帰属の承認と熟達の認定という二重の信認システムを停滞させた。ケーニヒやメスマーの工場学校は、この信認システムを個別企業内部で自治的に再構築する試みであった。対して1890年の二つの展覧会は、親方による認定を「より大きな公衆」に開かれた場で追認し、信認の保証者を領主・国家から「公衆」へと拡大すると共に、第2章で見た補完装置としての補習学校自体を、国家が診断し改善

する仕組みであった。19 世紀末のドイツにおいて、徒弟制は私的な親方=徒弟関係を回復しつつも、公共性をもって保証される信認のシステムへと転換したのである。

おわりに

本稿は、18 世紀後半から 19 世紀末にかけての「ドイツ」における徒弟制を、「信認のシステム」という観点から考察してきた。18 世紀バーデン辺境伯領の徒弟制は、宗教儀礼と疑似家族的関係に基づく「帰属の承認」と、段階的な資格の授与による「熟達の認定」という二重の信認構造を有し、これは自治的な職人共同体による授与と領主権力による法的保証という重層的な仕組みで機能していた。19 世紀の営業自由化はツンフトの独占権を解体して領主保証を弱めたが、徐々に労働市場が不安定ながら保証者としての役割を果たすようになり、停滞した二重の信認システムに対しては、補習学校制度が補完的な役割を果たした。1870 年代弛緩に対し、工場主は工場徒弟制を通じて信認システムを自治的に再構築し、展覧会は、個別の認定を「より大きな公衆」の前で追認することで、「公衆」によって信認の保証を試みた。このような徒弟制の変遷は、帰属の承認と熟達の認定という二重構造を内在しつつ、その保証者が領主権力から国家、市場、公共的な場へと重層的に再編される過程として理解できる。

本研究の理論的含意は以下の通りである。冒頭で指摘したように、「学び」論における徒弟制研究の受容は、学習者の自発的参加に着目する一方で、親方や共同体が徒弟を認定する営みを看過してきた。本研究が提示した「帰属の承認」と「熟達の認定」という分析視角は、この看過された境界を前景化する。徒弟の成長は、徒弟自身が進む過程であると同時に、親方や共同体が「仲間」として承認し、「一人前」として認定していく過程であり、本稿で扱った徒弟制の歴史展開は、その保証者が封建領主から市場、「公衆」へと拡大していく歴史として理解できる。徒弟制は「誰が認めるか」また「どう認めるか」、そして「誰が保証するか」の問題を埒外において、「参加」によって一元的に理解することは困難である。

但し本稿の課題として、本稿は制度史料の分析を通じて社会的承認の構造を記述し、これはデュアルシステムなど現代の教育制度への連続性を確かに有するが、あくまで職業教育制度の領域での議論に留まっている点が挙げられる。これを一般陶冶の理論へと接続するには、冒頭で言及したノールの教育関係論——母的態度と父的態度——との概念的な接続、および、20 世紀に入ってから職業陶冶と一般陶冶の関係を巡る論争などを読み解く必要がある。

脚注

¹ Lave, J., & Wenger, E. (1991). *Situated Learning: Legitimate Peripheral Participation*. Cambridge University Press. (レイヴ, J.・ウェンガー, E. 佐伯胖訳 (1993)『状況に埋め込まれた学習—正統的周辺参加』産業図書); 佐伯胖 (1995)『「学ぶ」ということの意味』岩波書店。

² 石井英真 (2017)「授業の本質と教授学」田中耕治編『戦後日本教育方法論史 上』ミネルヴァ書房, pp. 167-183。

³ 菊池龍三郎 (1979)「ヘルマン・ノールの教育的関係論 (一)」『茨城大学教育学部紀要 (教育科学)』28, pp. 111-121。

⁴ Schulz, K. (2010). *Handwerk, Zünfte und Gewerbe: Mittelalter und Renaissance*. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft; Pfister, U. (2008). "Craft Guilds, the Theory of the Firm, and Early Modern Proto-industry," in S. R. Epstein & M. Prak (eds.), *Guilds, Innovation and the European*

Economy, 1400–1800, pp. 25-51. Cambridge: Cambridge University Press.

⁵ Reith, R. (2008). "Circulation of Skilled Labour in Late Medieval and Early Modern Central Europe," in S. R. Epstein & M. Prak (eds.), *Guilds, Innovation and the European Economy, 1400–1800*, pp. 114-142. Cambridge: Cambridge University Press.

⁶ Epstein, S. R. (1998). "Craft Guilds, Apprenticeship, and Technological Change in Preindustrial Europe," *Journal of Economic History*, 58(3), pp. 684-713.

⁷ Ogilvie, S. (2004). "Guilds, Efficiency, and Social Capital: Evidence from German Proto-Industry," *Economic History Review*, 57(2), pp. 286-333.

⁸ 藤田幸一郎 (1994) 『手工業の名誉と遍歴職人—近代ドイツの職人世界』 未来社。

⁹ Stratmann, K. (1993). *Die gewerbliche Lehrlingserziehung in Deutschland, Bd. 1: Die Berufsausbildung in der ständischen Gesellschaft (1648-1806)*. Stuttgart: Franz Steiner Verlag.

¹⁰ Blankertz, H. (1969). *Bildung im Zeitalter der großen Industrie: Pädagogik, Schule und Berufsbildung im 19. Jahrhundert*. Hannover: Schroedel; Blankertz, H. (2024). *Berufsausbildung im 19. Jahrhundert: Die Anfänge von Berufsschulen und beruflicher Ausbildung* (Herausgegeben von Porcher, Zumhof & Oberdorf). Opladen: Verlag Barbara Budrich.

¹¹ 寺田盛紀 (1996) 『近代ドイツ職業教育制度史研究—デュアルシステムの社会史的・教育史的構造』 風間書房。

¹² 山内麻理 (2019) 「ドイツの教育訓練システムとキャリア形成」『欧州の教育・雇用制度と若者のキャリア形成』 白桃書房、123-158 頁。

¹³ Baden-Baden, A. G. S. von. (1769). *Allgemeine Zunft-Ordnungen für sämtliche, in denen Hochfürstlich-Baden Badischen Landen angesessene Künstler, Professionisten und Handwerker*. Rastatt. (以下、「一般規約」と略記)。

¹⁴ *Ibid.*, p.4.

¹⁵ *Ibid.*, pp. 11-12.

¹⁶ Baden-Baden, L. G. S. von. (1729). *Markgraf Ludwig Georg von Baden-Baden gibt dem Glaserhandwerk zu Baden eine Zunftordnung*. Generallandesarchiv Karlsruhe 36 Nr. 2508; Baden-Baden, L. G. S. von. (1730). *Markgraf Ludwig Georg von Baden-Baden gibt dem Maurer-, Steinhauer- und Zimmerhandwerk in der Grafschaft Eberstein eine Zunftordnung*. Generallandesarchiv Karlsruhe 36 Nr. 2496. (以下、それぞれ「ガラス職人規約/建築職人規約」と略記)。

¹⁷ 藤田幸一郎, 前掲書, pp. 38-80。

¹⁸ 一般規約, pp. 101-102。

¹⁹ 同上, pp. 98-99。

²⁰ 同上, pp. 101-103。

²¹ 同上, p. 21。

²² 同上, pp. 64-67。

²³ 同上, p. 73。

²⁴ 同上, p. 78。

²⁵ 同上, pp. 125-126。

²⁶ 藤田幸一郎, 前掲書, pp. 38-80。

²⁷ Stieda, W. (1876). *Zur Entstehung des deutschen Zunftwesens*. Fischer, pp. 5-20.

²⁸ *Ibid.*

²⁹ *Ibid.*

³⁰ Stieda, *op. cit.*

³¹ Nitzsch, K. W. (1879). Über Gilde, Amt, Bruderschaft und Innung. *Monatsberichte der Königlich Preussischen Akademie der Wissenschaften zu Berlin*, pp. 4-44.

³² *Ibid.*

³³ *Ibid.*

³⁴ *Ibid.*

³⁵ *Ibid.*

³⁶ Fromm, E. (1895). *Frankfurts Textilgewerbe im Mittelalter: Ein Beitrag zur Geschichte des Zunftwesens im XIV. und XV. Jahrhundert* (Inaugural-Dissertation). Ludwigs-Universität zu Giessen.

³⁷ *Ibid.*, pp. 10-40.

³⁸ *Ibid.*, p. 44.

³⁹ *Ibid.*

⁴⁰ ガラス組合理約および大工組合理約。

⁴¹ 寺田，前掲書。本稿は 19 世紀の制度史の変遷の記述そのものとは目的を異にするものであり，特に註をつけたものを除いて，19 世紀の制度史的記述は同書に依拠するものとする。

⁴² 寺田，前掲書。

⁴³ 同上，pp. 32-35。

⁴⁴ 同上，pp. 37-42。

⁴⁵ 同上。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 同上，pp. 46-48。

⁴⁸ 同上。

⁴⁹ ただし実態としては，1875 年時点でも補習学校は多くの地域で任意制に留まり，親方の一部は補習学校を激しく拒否していた。寺田，前掲書参照。

⁵⁰ Lücke, G. A. (1875). Gutachten von G. A. Lücke, Secretär des Ortsvereins der Fabrik- und Handarbeiter in Zittau. In Verein für Socialpolitik (Ed.), Die Reform des Lehrlingswesens: Sechzehn Gutachten und Berichte, pp. 49-93. Duncker & Humblot. (以下，同雑誌を RL と略記)

⁵¹ Brandes, F. W. (1875). Gutachten erstattet von F. W. Brandes, Vorsteher der Tischler-Innung in Berlin. In RL

⁵² Brentano, L. (1875). Gutachten erstattet von Prof. L. Brentano in Breslau. In RL

⁵³ *Ibid.*

⁵⁴ Roth, C. (1875). Gutachten erstattet von Carl Roth in Chemnitz. In RL, pp. 21-37.

⁵⁵ *Ibid.*

⁵⁶ *Ibid.*

⁵⁷ König, F. von. (1875). Gutachten erstattet von Friedrich von König, Fabrikbesitzer in Oberzell. In RL, pp. 1-7.

⁵⁸ Meßmer, J. (1875). Einige Beiträge zur Lehrlingsbildungsfrage. In RL, pp. 123-148.

⁵⁹ Lücke, *op. cit.*, pp. 165-174.

⁶⁰ *Ibid.*

⁶¹ *Ibid.*

⁶² *Ibid.*

⁶³ Bayerisches Gewerbemuseum. (1890). *Bayerische Landesausstellung von prämierten Lehrlingsarbeiten im Ausstellungsgebäude des Bayerischen Gewerbe-museums*. Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg. (以下「徒弟展覧会カタログ」と略記)。Bayerisches Gewerbemuseum. (1890). *Ausstellung von Schülerarbeiten der Zeichenklassen gewerblicher Fach- und Fortbildungs-Schulen Bayerns*. Germanisches Nationalmuseum, Nürnberg. (以下「製図展覧会カタログ」と略記)。

⁶⁴ 徒弟展覧会カタログ，pp. 1-3。

⁶⁵ *Ibid.*, pp. 1-3.

⁶⁶ *Ibid.*

⁶⁷ 製図展覧会カタログ，pp. 1-5。

⁶⁸ *Ibid.*, pp. 5-6.

⁶⁹ *Ibid.*

付記

本研究は JSPS 科研費 24KJ1542 の助成を受けたものである。

(日本学術振興会特別研究員 教育方法学・発達科学コース 博士後期課程 2 回生)
(受稿 2025 年 9 月 1 日、改稿 2025 年 11 月 17 日、受理 2025 年 12 月 18 日)

信認のシステムとしての徒弟制

—18-19 世紀ドイツ語圏における徒弟制に関する一考察—

桑川 薫樹

本稿は、18 世紀後半から 19 世紀末にかけての「ドイツ」における徒弟制を、「信認のシステム」という観点から考察してきた。18 世紀バーデン辺境伯領の徒弟制は、宗教儀礼と疑似家族的关系に基づく「帰属の承認」と、段階的な資格の授与による「熟達の認定」という二重の信認構造を有し、これは自治的な職人共同体による授与と領主権力による法的保証という重層的な仕組みで機能していた。19 世紀の営業自由化はツンフトの独占権を解体して領主保証を弱めたが、徐々に労働市場が不安定ながら保証者としての役割を果たすようになり、停滞した二重の信認システムに対しては、補習学校制度が補完的な役割を果たした。1870 年代弛緩に対し、工場主は工場徒弟制を通じて信認システムを自治的に再構築し、展覧会は、個別の認定を「より大きな公衆」の前で追認することで、「公衆」によって信認の保証を試みた。このような徒弟制の変遷は、帰属の承認と熟達の認定という二重構造を内在しつつ、その保証者が領主権力から国家、市場、公共的な場へと重層的に再編される過程として理解できる。

The Apprenticeship System as an Institution of Accreditation: Focusing on the Formation Process and Modern Transformation of the German Apprenticeship System

KUMEKAWA Masaki

This study examines the apprenticeship system in "Germany" from the late 18th to late 19th century as a "system of accreditation." The 18th-century Baden-Baden apprenticeship possessed a dual structure: "acknowledgment of belonging" based on religious rituals and quasi-familial relationships, and "certification of mastery" through graded qualification conferral. This functioned through autonomous craft community conferral and feudal legal guarantee. The 19th-century trade liberalization weakened guild monopolies and feudal guarantees, but labor markets gradually assumed a guarantor role, while supplementary schools complemented the stagnant dual system. Responding to 1870s relaxation, factory owners reconstructed accreditation systems through factory apprenticeships, and exhibitions sought public guarantee by having individual certifications endorsed before "the larger public." The apprenticeship transformation can be understood as a process where the dual structure of belonging acknowledgment and mastery certification persisted, while guarantors were reorganized from feudal authority to state, market, and public sphere.

キーワード：徒弟制，ドイツ職業教育史，正統的周辺参加

Keywords: Apprenticeship system, German vocational education history, Legitimate peripheral participation